

「地域創生ミーティング」の実施について

(令和2年4月1日改正)

1 目的

総合振興局・振興局（以下「振興局」という。）が地域創生の推進に当たり、市町村の総合戦略の取組状況や課題を把握し、今後の対応方向について、市町村等との意見交換や政策議論を行う地域創生ミーティング（以下「ミーティング」という。）を実施する。

2 実施方法

各振興局において、管内市町村の総合戦略の推進状況や課題の把握に当たって、打ち合わせや既存の会議を有効に活用するなど、効果的なミーティングの実施に努めるものとする。

3 実施後の対応

各振興局は、ミーティング実施後、把握した市町村の総合戦略の推進状況や課題を踏まえ、市町村への協力や支援などに取り組むものとする。

なお、本庁において対応が必要な内容で、かつ、緊急性が高い事項については、すみやかに総合政策部地域創生局地域戦略課に連絡するものとし、総合政策部地域創生局地域戦略課は、本庁関係部等と必要な調整を行い、その対応について振興局へ情報提供する。

4 実施報告

各振興局は、総合政策部地域創生局地域戦略課の求めに応じて、ミーティングの実施結果を報告するものとする。

5 その他

総合政策部地域創生局地域戦略課は、振興局のミーティングの実施について、必要な協力を行うものとする。

なお、この実施について定めるもののほか、この実施に関する必要な事項は、別に決定する。